

# 生き活き ライフ

退職金

年金

健康保険



税金

雇用保険

## はじめに

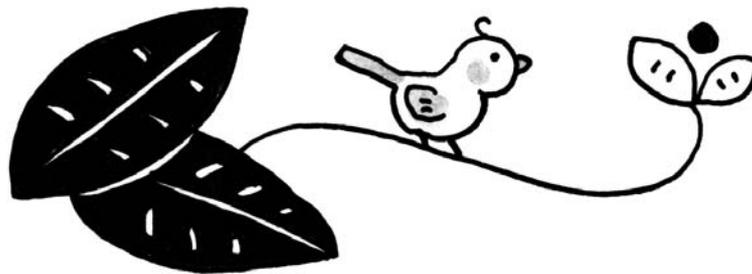
「これから定年を迎えるのだけれど、退職の際にはいろいろと面倒な手続きがあると聞きました。でも、何をどのようにすればよいのかさっぱりわからず不安です」

このように感じている方は多いのではないのでしょうか。確かに社会保険や税金の手続きなど、これまではすべて勤務先がやってくれていましたが、退職後は自分でしなければなりません。

いまや人生80年時代。定年を60歳とすれば20年以上の「第2の人生」があることになります。豊かで充実した「第2の人生」を送りたいという願いはどなたにも共通したものでしょう。

この小冊子は「第2の人生」のスタートにあたって、今後の生活設計に必要な「雇用保険」「年金」「健康保険」「税金」「退職金」などについて、簡単に解説したものです。みなさまの不安や疑問の解消に少しでも役立つことを願っております。

全国労働金庫協会



## 目次

- ① 在職中と退職後の生活にかかわる制度改正……1
- ② 定年退職前後の準備と手続き……2
- ③ 雇用保険……4
- ④ 老齢年金……6
- ⑤ 健康保険……14
- ⑥ 税金……16
- ⑦ 退職金……18
- ⑧ くろうきん友の会について……20

**ポイント 1 2004年4月1日から**

ゆとりのある老後を過ごすには「年金をもらううえで損をしないためには、どのようなことに気をつけるべきか」を正しく理解しておきたいものです。厚生年金制度の改正では、重要な変更が多いので、しっかりとその内容を把握しておきましょう。

**① 在職老齢年金の仕組みが変わりました**

平成15年度から「総報酬制」が実施されたことにより、在職老齢年金を計算する際に「総報酬月額相当額（標準報酬月額＋その月以前1年間に受けた賞与の合計を12で割った額）」を用いるようになりました。この仕組みにあわせて、算定の基準となる額も変更されています。

これにより、在職老齢年金の額は、年金額や標準報酬月額の改訂だけでなく、賞与の支払い状況によっても変わることになります。

**② 物価スライドによる年金額の引き下げ**

厚生年金や国民年金の年金額は、物価の変動により自動的に年金額を改定することになっています。平成15年度の消費者物価が前年比マイナス0.3%となったことを受けて、賃金低下の傾向にある現役世代との均衡を図り、今年度の年金額は0.3%引き下げられました。

**③ 厚生年金の人には、58歳を迎えると年金情報が届く**

昭和21年1月2日以降生まれの方には、58歳の誕生日を迎えた月の翌々月に、社会保険業務センターから「年金加入記録のお知らせ」が送られてきます。同封の「確認はがき」に見込み額を知りたい旨を記入して返送すると、見込み額の回答が送られてきます。

\*この通知は年金の受給資格期間を満たしている方が対象となります。

年金制度が変わりました！

**ポイント 2 2004年10月1日から****● 厚生年金保険料の引き上げ**

厚生年金の保険料率を、0.354%引き上げ13.934%に。以後、毎年9月に0.354%ずつ引き上げ、平成29年9月以降は18.30%で固定されます。

**ポイント 3 2005年4月1日からの改正予定**

- 国民年金の保険料を280円引き上げ、月額13,580円に。
- 60～64歳の在職被保険者の年金について、一律2割支給停止を廃止。
- 老齢厚生年金の定額部分について被保険者期間の上限見直し。
- 第3号被保険者の未届け期間について救済開始。

### ●定年を有意義に迎えるために、まず生活資金プランを立てましょう。

定年退職前に、自分は退職金や公的年金がいくらもらえるのか、預貯金や株式などの資産はどの程度あるのかを認識しておくことが必要です。最近、厚生年金を受け始めた男子の平均年金月額額は約20万円、消費支出は約30万円と報告されています。大まかなマスタープランだけでも策定して、心の準備をしておきましょう。

### ●雇用保険、年金、健康保険、税金の手続きはすべて自分で行います。

いざ、定年退職することになると、退職前後にしなければいけない手続きがたくさんあります。これまでは勤務先が代行してくれたので、自分で手続きをする必要はありませんでした。しかし、定年後は「すべて本人が行う」ことが基本となります。まず大切なのは、**雇用保険、年金、健康保険、税金**についてきちんと知ることです。

ここでは、定年退職前後に必要な諸手続きの種類を紹介しましょう。

### ●定年退職日までに用意しておくもの

用意しておくもの	確認しておきましょう	確 認
年金手帳 (または被保険者証)	手元がない場合は、会社が保管している場合がありますので、確認しておきましょう	月 日
雇用保険被保険者証	手元がない場合は、会社が保管している場合がありますので、確認しておきましょう	月 日
写真 (縦3cm×横2.5cm)1枚	公共職業安定所で、求職の申し込みを行うときに必要となります	月 日
戸籍謄本	年金受給権発生後のもので、原則として発行後1カ月以内のものが必要となります	月 日
住民票(家族全員の記載があるもの)	年金受給権発生後のもので、原則として発行後1カ月以内のものが必要となります	月 日



行うべき手続きを行わなかったことで、不利益を被ったり、損をしたり、もらえるべきものをもらい損なったりすることがあります。定年退職の直前は業務の引き継ぎや関係者への挨拶などでなにかと多忙になるもの。定年準備は早め早めに行うのがコツです。各関係機関の所在地や電話番号は、巻末の連絡先一覧にあらかじめ記入しておくといでしょう。

1 雇用保険

すること	提出・受領先	提出・受領時期	確認
離職票の受領	勤務先	退職後10日以内	月 日
求職の申し込み	住所地を管轄する公共職業安定所	離職票受領後すみやかに	月 日
60歳以上の定年退職による受給期間延長申請	住所地を管轄する公共職業安定所	離職日の翌日から2カ月以内に	月 日
雇用保険受給資格者証・失業認定申告書の受領	住所地を管轄する公共職業安定所	求職の申し込みから1~2週間後	月 日
失業認定申告書の提出	住所地を管轄する公共職業安定所	指定された認定日・以後4週間ごとに	月 日
基本手当の指定口座への入金確認	払渡希望金融機関	求職の申し込みから1カ月後くらい	月 日

2 年金

すること	提出・受領先	提出・受領時期	確認
特別支給の老齢厚生年金裁定請求書の提出	勤務先を管轄する社会保険事務所	受給権発生後なるべく早く	月 日
老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届の提出	勤務先を管轄する社会保険事務所	雇用保険受給資格者証受領後ただちに	月 日
配偶者の国民年金被保険者種別変更届の提出	市区町村役場の国民年金窓口	退職日の翌日から14日以内に	月 日
年金証書・年金裁定通知書の受領	社会保険庁	裁定請求書提出の2~3カ月後	月 日
振込通知書の受領・指定口座への入金確認	社会保険庁・振込指定金融機関	年金裁定通知書受領の1~2カ月後	月 日

3 健康保険

すること	提出・受領先	提出・受領時期	確認
健康保険被扶養者届の提出	扶養者の健康保険組合か勤務先・社会保険事務所	退職日の翌日から5日以内に	月 日
任意継続被保険者資格取得申請書の提出	健康保険組合または住所地の社会保険事務所	退職日の翌日から20日以内に	月 日
特例退職被保険者資格取得申請書の提出	特定健康保険組合	年金証書が届いた日の翌日から3カ月以内に	月 日
国民健康保険被保険者資格取得届の提出	市区町村役場の国民健康保険窓口	退職日の翌日から14日以内に	月 日
国民健康保険退職被保険者該当届の提出	市区町村役場の国民健康保険窓口	年金証書が届いた日の翌日から14日以内に	月 日

4 税金

すること	提出・受領先	提出・受領時期	確認
退職所得の受給に関する申告書の提出	会社の担当者	退職金を受け取るとき	月 日
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の提出	最初は勤務先を管轄する社会保険事務所	最初は裁定請求書に記載して提出する	月 日

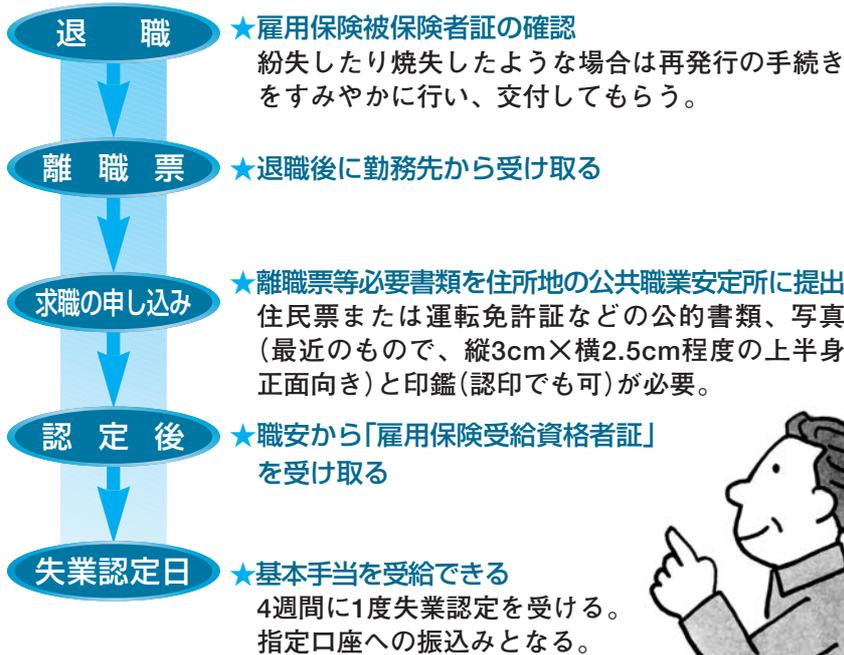
(注)民間企業を60歳で定年により退職する場合を想定していますが、すべての手続きが必要となるわけではありませんので、あなたに合った手続きを選択してください。

●定年退職前後の手続き●

### ●上手な雇用保険のもらい方

退職したあと、再就職を希望する方にその間の生活援助を行うのが雇用保険の失業給付（基本手当）です。退職したらできる限り早く、自宅の住所地を管轄する公共職業安定所に出向き、手続きを行ってください。

### ●手続きから基本手当を受け取るまでのタイムスケジュール



### ●ご存じですか●

「教育訓練給付制度」をご存じですか。雇用保険の被保険者期間が5年以上ある方には、各種資格・技能を取得するための学費の40%（上限20万円）を国が援助する制度です。また、平成15年5月より、被保険者期間が3年以上5年未満の方でも学費の20%（上限10万円）が支給されることになりました。定年後、チャレンジしてみてもいいかもしれません。

### ◎すみやかに手続きを行きましょう。

失業給付には「○日以内」などという規定はありませんが、離職票を受け取ったらすみやかに手続きを行ってください。基本手当が受けられる期間（受給期間）は、離職の翌日から1年間です。これを過ぎると給付日数が残っていても支給が打ち切られますので、注意しましょう。

### ●雇用保険はいくらもらえる？

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を基本手当日額といい、原則として退職前6カ月間に支払われた賃金（ボーナス・一時金は除く）の総額を180で割って算出した金額（賃金日額）の4.5～8割です。

離職時の年齢に応じた賃金日額と基本手当日額

\*賃金日額と基本手当日額は毎年8月に改定されます

離職時年齢	賃金日額	給付率	基本手当日額
60歳未満	2,110円～4,160円	80%	1,688円～3,328円
	4,160円～12,060円	80%～50%	3,328円～6,030円
	12,060円超	50%	7,935円（上限額）
60歳以上 65歳未満	2,110円～4,160円	80%	1,688円～3,328円
	4,160円～10,810円	80%～45%	3,328円～4,865円
	10,810円超	45%	6,916円（上限額）



基本手当を受けられるのは離職の翌日から1年間ですが、60歳以上の定年による退職者には特例として、離職の日の翌日から一定期間（最長1年）再就職を希望しない場合は、その期間が通常受給期間（1年）に加算され、最大限2年まで受給期間を延長することができます。この場合は、離職の日の翌日から2カ月以内に公共職業安定所に「受給期間延長申請書」を提出しなければなりません。

## 所定給付日数（基本手当を受けられることができる最高日数）

①「自発的」理由による離職者（定年退職や自己都合退職など）

被保険者であった期間	5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
離職時の年齢に関係なく	90日	90日	120日	150日

②「非自発的」理由による離職者（事業所の倒産や人員整理など）

被保険者であった 離職日 における年齢	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳以上60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

## ●高年齢求職者給付金

65歳以降に退職すると失業給付の種類は「基本手当」ではなく「高年齢求職者給付金」という一時金に変わります。高年齢求職者給付金は基本手当と異なり、失業の認定を1回受けるだけで下表の日数分がまとめて支給されます。ただし、金額は65歳前の基本手当に比べて少なくなります。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	基本手当日額の30日分	基本手当日額の50日分

## ●再就職と雇用保険

基本手当を受けている人が再就職すると基本手当がもらえなくなります。この場合、一定の所定給付日数が残っていれば「就業促進手当」や「高年齢再就職給付金」が支給されます。

### ◆【就業手当】

基本手当を受けている人が1年を超えない臨時的な契約で就業した場合や短期の仕事に就いた場合、支給残日数が3分の1以上かつ45日以上あり、一定の要件を満たしていれば働いた日ごとに基本手当日額の30%に相当する額が支給されます。就業手当の支給対象者のうち、支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、早期就業支援金（基本手当日額の40%に相当する額を就業日ごとに支給）が支給されます。

### ◆【再就職手当】

基本手当を受け取っている途中で1年を超える契約で再就職が決まった場合、支給残日数が3分の1以上かつ45日以上あり、一定の要件を満たしていれば、基本手当日額に支給残日数に30%を乗じて得た数を乗じた額が支給されます。再就職手当の支給対象者のうち、支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、早期就業支援金（基本手当の支給残日数に40%乗じた額を支給）が支給されます。

### ◆【高年齢雇用継続給付】

現在、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者であり、被保険者であった期間が5年以上あること、現在の賃金が60歳到達時（または直前の離職時）の賃金が75%未満に下がったことなどの条件に合致した場合は、「高年齢雇用継続給付」を受けることができます。ただし、賃金と給付金の合計額が346,224円を上限として支給されます。

高年齢雇用継続給付には、60歳から65歳になるまで支給される「高年齢雇用継続基本給付金」（まったく基本手当の給付を受けずに引き続き勤務、または再就職した場合に支給）と、1年もしくは2年支給される「高年齢再就職給付金」（基本手当の支給日数が100日以上残って再就職したときに支給）の2種類があります。

## ●年金は請求しないともらえません。

公的年金の種類は大きく3つ。

- ◆自営業者や主婦の人は国民年金、民間の会社に勤務した人は厚生年金、公務員や私立学校などに勤務した人は共済年金に加入しています。
- ◆支給される年金には、老齡年金のほか、障害年金、遺族年金があります。
- ◆支払いは年6回(偶数月の15日)、年金額は毎年4月に変わります。

## ★定年退職後、特に注意してほしいことは

「年金は請求しなければ支給されない」ということです。

60歳になったら必ず「裁定請求書」を提出しましょう。

## ●「備えあれば憂いなし」。年金の手続きに備えてお手元のチェックをしましょう。

### 厚生年金の請求先 → お勤めをされていた会社を管轄する社会保険事務所

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 年金手帳、基礎年金番号通知書                   | <input type="checkbox"/> 加給年金対象者(配偶者や18歳未満の子など)の非課税証明書または課税証明書 |
| <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者証                        | <input type="checkbox"/> 裁定請求書                                 |
| <input type="checkbox"/> 戸籍謄本                             | <input type="checkbox"/> 印鑑(認め印)                               |
| <input type="checkbox"/> 住民票(家族全員の記載があるもの)                |  |
| <input type="checkbox"/> 振込みをする預金通帳(裁定請求書に金融機関の証明印があれば不要) | *必要な書類は場合によって違います。<br>*請求先の社会保険事務所は加入していた制度により異なります。           |

### 共済年金の請求先 → 所属の共済組合

- 決定通知書 履歴書 戸籍謄本 \*共済年金は各共済組合によって異なる場合があります。

## ●60歳代前半に支給される老齡厚生年金と退職共済年金

老齡厚生年金は原則として満65歳が受給開始年齢です。しかし、次の要件を満たした場合には、60歳から報酬比例部分(部分年金)を、そして生年月日に応じて、61歳～65歳になるまでの間、「特別支給の老齡厚生年金」「特別支給の退職共済年金」を受給することができます。

### ◆【受給できる要件】

- ①厚生年金・共済年金の加入期間が1年以上あること
- ②老齡基礎年金の受給資格期間を満たしていること
- ③60歳になっていること(在職者は、報酬と年金額が一定以下であること)

### ◆【年金の支給額】

60歳から支給される「特別支給の老齡厚生年金」

① 定額部分	生年月日に応じた支給率と被保険者期間の月数、物価スライド率によって算出されます。
② 報酬比例部分	平均標準報酬月額と生年月日に応じた乗率、被保険者期間の月数、物価スライド率によって算出されます。
③ 加給年金	年金の受給者に生計を維持されている65歳未満の配偶者、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子(20歳未満で1級・2級の障害の状態でいる子)がいる場合に加算されます。

### 60歳代前半の老齡厚生年金(男性の場合、女性は5年遅れ)

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和16年4月1日以前生まれ	報酬比例部分	定額部分				
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	報酬比例部分	定額部分				
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	報酬比例部分	定額部分				
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	報酬比例部分	定額部分				
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	報酬比例部分	定額部分				
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	報酬比例部分	定額部分				
	老齡厚生年金			老齡基礎年金		

\*昭和28年4月2日以降に生まれた人(女性は5年遅れ)は、報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に65歳に引き上げられます。

\*特例にも注意……厚生年金に44年以上加入して退職している人、障害等級の3級以上に該当し退職している人が請求すれば、定額部分支給開始年齢前から報酬比例部分と定額部分の年金を併せて受け取れます。

**【年金の算出式】**

**年金額 = ① 定額部分 + ② 報酬比例部分 + ③ 加給年金**

① **定額部分** :  $1,676円 \times 支給率 \times 被保険者期間の月数 \times 物価スライド率$   
 → (昭和9年4月2日以降に生まれた人の上限は444月)

● **定額部分の被保険者期間の上限を改訂**  
 (平成17年4月1日実施)

65歳未満に受けられる特別支給の老齡厚生年金の定額部分の計算にかかる被保険者期間の上限が、現行の444月(37年)から段階的に引き上げられ、昭和21年4月2日以後生まれは480月(40年)となります。

◆ **定額部分の被保険者月数の上限**

生年月日	現行	平成17年4月以後
大正15.4.2~昭和 4.4.1	420月	420月
昭和 4.4.2~昭和 9.4.1	432月	432月
昭和 9.4.2~昭和19.4.1	444月	444月
昭和19.4.2~昭和20.4.1	〃	456月
昭和20.4.2~昭和21.4.1	〃	468月
昭和21.4.2~	〃	480月

② **報酬比例部分** : 平成15年4月1日前の被保険者期間のみの人の場合は (a) の式、平成15年4月1日以降の期間がある人は (a) (b) の合算額となります。

(a)  $平均標準報酬月額 \times \frac{給付乗率}{1000} \times \frac{平成15年4月1日前の被保険者期間の月数}{被保険者期間の月数} \times 物価スライド率$   
 → (実際の加入月数で計算します)

(b)  $平均標準報酬月額 \times \frac{給付乗率}{1000} \times \frac{平成15年4月1日以後の被保険者期間の月数}{被保険者期間の月数} \times 物価スライド率$   
 → (実際の加入月数で計算します)

\* 従前額の保障…平成12年の年金法改正により平成12年4月から報酬比例部分の条率は一律5%カットされました。その結果、改正後の年金額が改正前の年金額よりも低額になる場合には改正前の年金額が保障されます。

**モデルケース**

Aさん  
(60歳)



昭和19年6月5日生まれ。60歳で定年退職。  
 厚生年金保険に38年(456月)加入、そのうち平成15年3月までの加入期間は442月、平均標準報酬月額は350,000円  
 平成15年4月以降の加入期間は14月、平均標準報酬額は400,000円  
 妻は専業主婦で現在58歳です。子どもは成人しています。

■ **60歳から62歳までの年金額** (報酬比例部分のみ支給)

**報酬比例部分**

(a)  $350,000円 \times \frac{7.72}{1000} \times 442月 \times 1.031 \times 0.988 = 1,216,531円$

(b)  $400,000円 \times \frac{5.938}{1000} \times 14月 \times 1.031 \times 0.988 = 33,872円$

**年金額 = (a) + (b) = 1,216,531円 + 33,872円 ÷ 1,250,403円**

■ **62歳から64歳までの年金** (特別支給の老齡厚生年金)

① **定額部分**  $1,676円 \times 1.065 \times 456月 \times 0.988 = 804,165円$

② **報酬比例部分** 上記算出額……1,250,403円

③ **加給年金** 加給年金額228,600円 + 特別加算168,700円 = 397,300円

**年金額 = ① 804,165円 + ② 1,250,403円 + ③ 397,300円 ÷ 2,451,900円**

■ **65歳以降に受給できる年金** (老齡厚生年金と老齡基礎年金)

① **老齡厚生年金** 上記報酬比例部分と同様額……1,250,403円

② **経過的加算額** 定額部分 - 老齡基礎年金 = 804,165円 - 754,775円 = 49,390円

③ **老齡基礎年金**  $794,500円 \times \frac{456}{480} = 754,775円$

④ **加給年金** (妻が65歳になるまで) ……上記③と同様額397,300円

**年金額 = ① 1,250,403円 + ② 49,390円 + ③ 754,775円 + ④ 397,300円 ÷ 2,451,900円**

## ●繰下げ支給と繰上げ支給

### 【老齢厚生年金・老齢基礎年金の繰下げ支給】

「年金を遅くもらって年金額を増やしたい」という人には、繰下げ支給制度があります。繰下げ支給を申し出ることによって、66歳以後の希望するときから増額された年金を受け取ることができます。

\*平成14年4月1日以降、65歳になる在職者から老齢厚生年金の繰下げ支給が廃止されました。

\*65歳未満で「特別支給の老齢厚生年金」をもらっていた場合でも、この制度は利用できます。しかし、65歳から繰下げの申し出をするまでの間は、年金が支給されなくなりますのでご注意ください。

### 【老齢基礎年金の繰上げ支給】

「年金を早くもらいたい」という人には、老齢基礎年金の繰上げ支給制度があります。繰上げ支給を申し出ることによって65歳前から年金を受け取ることができますが、年金額は減額されますのでご注意ください。65歳未満で「特別支給の老齢厚生年金」をもらう場合にはこの制度は利用できませんが、昭和16年（女性は5年遅れ）4月2日から昭和24年（同）4月1日生まれの人は「特別支給の老齢厚生年金」をもらう前でも後でも次のような制度が利用できます。

### 【老齢基礎年金の一部繰上げ】

本来は62歳以降にならないともらえない定額部分と、本来は65歳以降にならないともらえない老齢基礎年金の一部を繰上げ受給できる制度があります。62歳から定額部分をもらえる人が、60歳から繰上げ支給を受けたいという場合は本来の定額部分の5分の3(60%)しかもらえません。これを支給率といいます。(図1)

一方、老齢基礎年金の繰上げ支給率は、 $(1 - \text{支給率}) \times 0.7$ となります。0.7は、老齢基礎年金の繰上げ支給率です。(図2)

図1 60歳から繰上げ受給した場合の定額部分支給率

定額部分の支給開始年齢	支給率
61歳	5分の4
62歳	5分の3
63歳	5分の2
64歳	5分の1

勤務歴が長い人は「一部繰上げ」のほうが有利です。7ページのAさんの年金額を計算してみましょう。

$$\textcircled{1} \text{老齢基礎年金} \quad (794,500 \text{円} \times \frac{456 \text{月}}{480 \text{月}}) \times (1 - \frac{3}{5}) \times 70\% = 211,337 \text{円}$$

$$\textcircled{2} \text{老齢厚生年金} \quad \text{定額部分} 804,165 \text{円} \times \frac{3}{5} + \text{報酬比例部分} 1,250,403 \text{円} = 1,732,902 \text{円}$$

$$\text{年金額} = \textcircled{1} 211,337 \text{円} + \textcircled{2} 1,732,902 \text{円} \approx \mathbf{1,944,200 \text{円}}$$

Aさんの「一部繰上げ」による年金額は、年間およそ194万円(月額約16.2万円)です。

図2 支給開始年齢の繰上げ・繰下げによる支給率

支給率	70% (58%)	76% (65%)	82% (72%)	88% (80%)	94% (89%)	100%	108.4% (112%)	116.8% (126%)	125.2% (143%)	133.6% (164%)	142% (188%)	
受給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	
	繰上げ支給						繰下げ支給					

\*ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた人は従来どおり、グラフの( )内の支給率になります。

### 【老齢基礎年金の全部繰上げ】

老齢基礎年金の全額を繰上げる代わりに、定額部分がもらえなくなるので注意が必要です。この「全部繰上げ」を選択する人は、勤務歴が短く国民年金だけに加入した期間が多い「自営業者とその配偶者」や「サラリーマン家庭の専業主婦」などとなるでしょう。

## ●60歳から70歳までの間に支給される在職老齢年金

「定年延長」や「再就職」で60歳を過ぎても働く人が増えています。このように、定年退職後に引き続きお勤めをされる場合も年金はもらえます。70歳未満の在職者は「在職老齢年金」を受給することができます。

### 【受給のポイント】

- ①受給できる要件は「部分年金」「特別支給の老齢厚生年金」「特別支給の退職共済年金」と同じ
- ②60歳から70歳までは「給料」と「在職老齢年金」、65歳までは「雇用保険の高年齢雇用継続給付」がもらえる
- ③給料が高くても請求できる
- ④船員・坑内員のなかには、60歳前でも受給できる人もいる
- ⑤退職または70歳になると年金は再計算され全額支給される
- ⑥再就職で給料が下がっても年金額は増加する

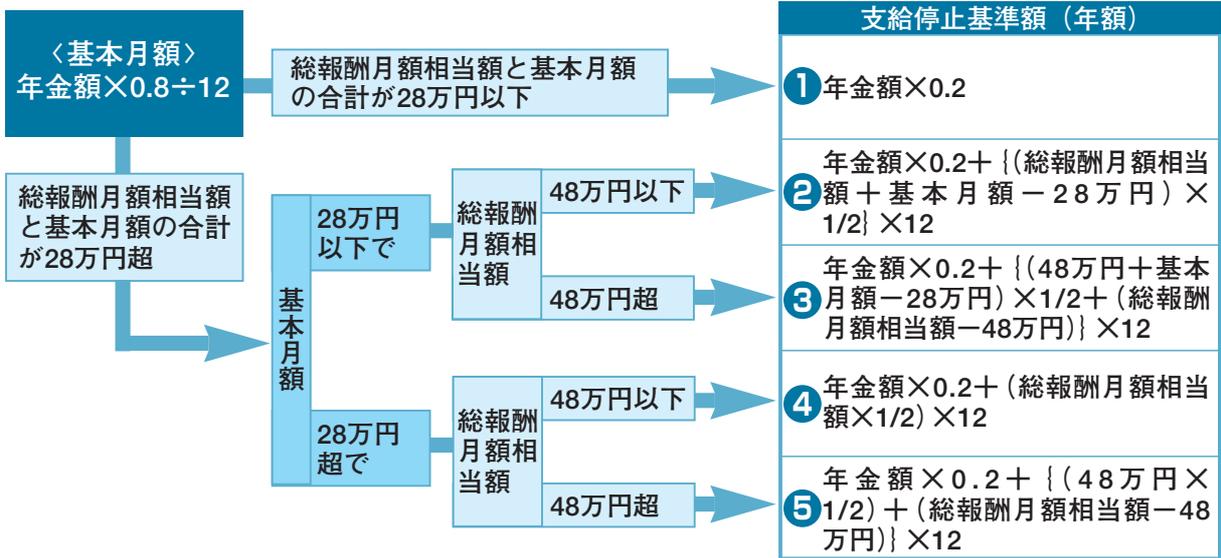
### [年金の支給額]

60歳以上65歳未満の在職者に支給される「在職老齢年金」の支給額は、総報酬月額相当額と年金月額（定額部分と報酬比例部分の年金額の合計）の80%である基本月額の合算額から算出します。算出式はケースバイケースで違います。

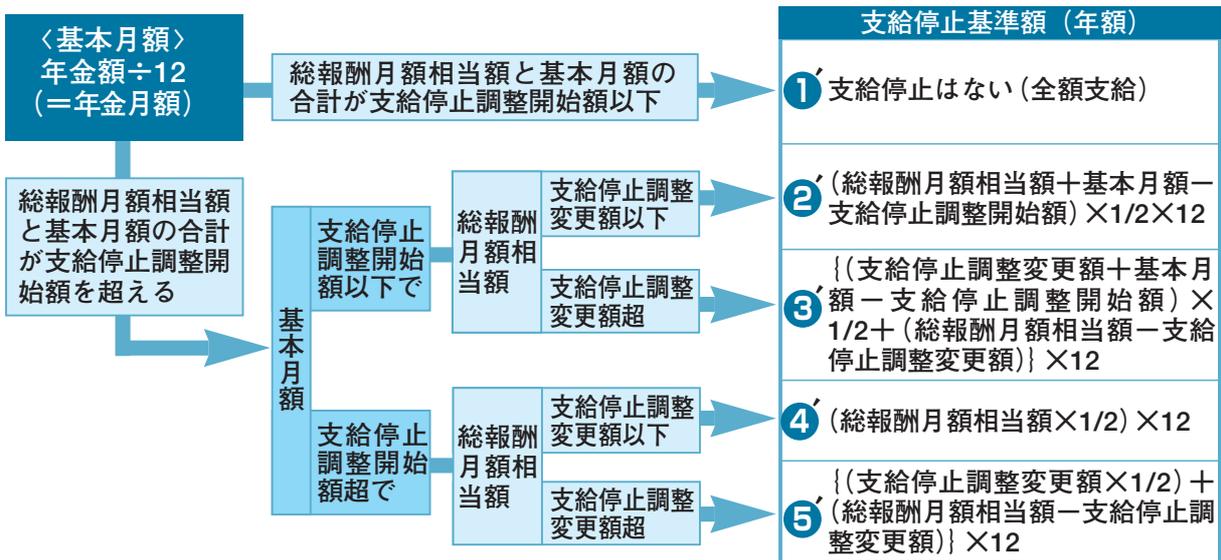
### [65歳未満の被保険者の年金額20%カットを廃止]（平成17年4月実施）

65歳未満で老齢厚生年金を受けながら適用事業所に勤めている人（被保険者）は、給与の額にかかわらず現在は老齢厚生年金の一律20%が支給停止されていますが、平成17年4月からはこの支給停止は行われなくなります（支給停止額の計算に用いられる「基本月額＝年金額×0.8」が「基本月額＝年金月額」となる）。

### ■平成17年3月までの60歳台前半の支給停止額



### ■平成17年4月からの60歳台前半の支給停止額



なお、65歳以上70歳未満の在職者（被保険者）に支給される在職老齢年金は「総報酬月額相当額」と「65歳から支給される老齢厚生年金」の合計額から算出され、合計額が「48万円」以下であれば「老齢厚生年金」は全額支給されます。合計額が「48万円」を超える場合は「48万円を超える金額の2分の1」の金額が支給停止になります。

※「総報酬月額相当額」とは、標準報酬月額とその月以前1年間に受けた賞与の合計を12で割った額の合計額をいいます。

## 60歳以降に厚生年金(共済年金)もらえる人が再就職等するときの年金はどうか

加入していた年金	再就職先の加入年金	年金はどうか
厚生年金	厚生年金	60歳～70歳まで収入制限
厚生年金	共済組合	厚生年金全額支給
厚生年金	厚生年金・共済組合の適用のない会社	収入に関係なく年金全額支給
厚生年金	個人で事業をやる	収入に関係なく年金全額支給
共済組合	同じ共済組合	退職するまで収入制限給与所得により制限
共済年金	厚生年金	給与所得により制限
共済年金	厚生年金・共済組合の適用のない会社	共済年金全額支給
共済年金	個人で事業をやる	収入に関係なく年金全額支給

厚生年金が適用されている会社に勤務しても

- ①週6日勤務の会社に週4日未満の勤務
- ②1日8時間労働の会社にパートで6時間未満の勤務
- ③毎月22日勤務の会社に毎月16日未満の勤務

の場合は、厚生年金の適用を受けなくてもよいので収入に関係なく年金は全額受け取ることが出来ます。

## モデルケース



Aさん(62歳)

年金月額＝20万円  
 総報酬月額相当額＝24万円  
 (報酬月額は20万円、この月以前1年間のボーナスは48万円)  
 加給年金月額＝33,108円

基本月額＝20万円×80%＝16万円

(a) 総報酬月額相当額＋基本月額＝40万円＞28万円

(b) 総報酬月額相当額＝24万円＜48万円

(a)(b)より、P9の②に該当

$$200,000円 \times 80\% - \frac{(240,000円 + 200,000円 \times 80\%) - 280,000円}{2} = 100,000円$$

在職老齡年金(100,000円＋加給年金33,108円)＝133,108円

給料と年金の合計額 在職老齡年金133,108円＋給料200,000円＝333,100円

## ●雇用保険と年金の併給

## ①失業給付(基本手当)との調整

年金と雇用保険の失業給付(基本手当)は、同時に受給できません。

## 【調整の対象となる方】

平成10年4月1日以後に年金(60歳からもらえる「部分年金」、60歳前半からもらえる「特別支給の老齡厚生年金」、「退職共済年金」)の受給権を得た人です。

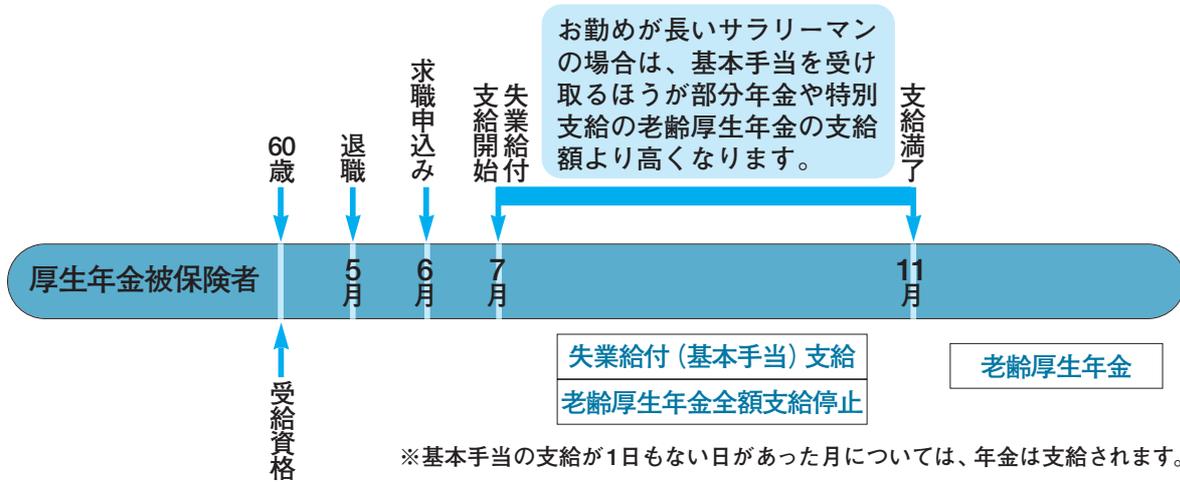
60歳で定年退職した場合は、雇用保険から「失業給付」が支給されますが、公共職業安定所に求職の申し込みをした月の翌月から失業給付の受給期間または所定給付日数が満了する月まで、その間の「老齡厚生年金の部分年金」は支給停止になります。定年退職による「失業給付」の給付日数は、雇用保険に20年以上加入している人で最長150日支給されます。

## 【調整の対象とならない方】

以下の方は特別支給の老齡厚生年金と雇用保険の失業給付の両方を受け取れます。

- ①昭和13年4月1日以前に生まれた人
- ②昭和14年4月1日以前に生まれた人で、厚生年金に加入した期間が20年以上(35歳以後の厚生年金加入期間が15年以上)ある女性
- ③昭和18年4月1日以前に生まれた人で、坑内員または船員としての実際の加入した期間が15年以上ある人

(例) 老齢厚生年金の部分年金を受けられる方が基本手当を受ける場合



## ② 高年齢雇用継続給付との調整

平成10年4月1日から、雇用保険(高年齢雇用継続給付)を受けている間は、高年齢雇用継続給付の給付額に応じて在職老齢年金の一部が支給停止となりました。高年齢雇用継続給付は、雇用保険に5年以上加入している60歳以上65歳未満の方で、60歳以降の賃金が60歳到達時の賃金に比べて75%未満になったときに支給されるものです。

なお、高年齢雇用継続給付にはふたつの給付金制度があります。失業給付を受けないで雇用を継続する方には「高年齢雇用継続基本給付金」が、失業給付を受けたあとに再就職した方には「高年齢再就職給付金」が支給されます(失業給付の所定給付日数の支給残日数が200日以上あれば2年間、100日以上ときは1年間支給されます)。

### 【調整の対象となる方】

平成10年4月1日以後に年金(60歳からもらえる特別支給の老齢厚生年金、退職共済年金)の受給権を得た人です。支給を停止される在職老齢年金の金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%にあたる額です。

### 賃金が「61%未満」になった方

◆在職老齢年金の支給停止→標準報酬月額の6%相当額

### 賃金が「75%未満61%以上」になった方

◆在職老齢年金の支給停止→標準報酬月額に一定の率を乗じて得た額

### 【調整の対象とならない方】

失業給付と同様、左ページの①～③に該当する方は、支給制限はありません。

### モデルケース



昭和19年10月生まれ  
60歳から報酬比例部分年金月額10万円  
給料が36万円から18万円になったBさんのケースを例にとってみましょう

60歳到達時の給料 …………… 360,000円  
60歳以降の給料(60歳の50%) …… 180,000円  
年金月額 …………… 100,000円

高年齢雇用継続基本給付金 …………… 27,000円  
在職老齢年金 …………… 80,000円  
在職老齢年金支給停止額 …………… ▲10,800円  
60歳以降の給料 …………… 180,000円

※Bさんのケースでは、在職老齢年金は標準報酬月額6%相当額「10,800円」が支給停止になりますから、60歳以降の合計額は「276,200円」になります。

合計額 …………… 276,200円

## ●65歳から支給される老齡厚生年金と老齡基礎年金

65歳になったら「老齡厚生年金」と「老齡基礎年金」が支給されます。いよいよ、2階建て構造になっている本来の老齡年金がスタートするということなのです。

65歳になるまで、退職して「特別支給の老齡厚生年金」を受給していた人の年金額は変わりませんが、「在職老齡年金」を受給していた人は年金額が変わります。

平成14年4月1日から厚生年金の加入年齢が「65歳になるまで」から「70歳になるまで」に変更されたことにより、年金の受給は次のようになりました。

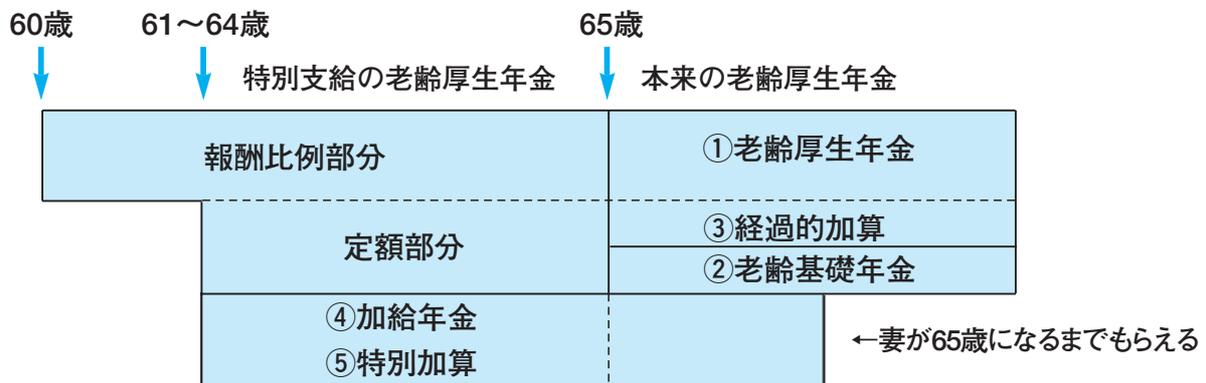
### ①昭和12年4月1日以前生まれの在職者

65歳から支給されている「老齡厚生年金」「老齡基礎年金」は在職中でも（厚生年金に加入中でも）全額支給されます。また、退職したとき、あるいは70歳になったとき、平成14年4月1日以降の厚生年金加入期間の年金は「老齡厚生年金」に加算して支給されます。

### ②昭和12年4月2日以降生まれの在職者

65歳から支給される「老齡厚生年金」のうち、報酬比例部分の年金額は在職老齡年金の対象となります。なお「老齡基礎年金」は在職中も全額支給されます。65歳以降に加入した厚生年金加入期間の年金は「老齡厚生年金」に加算して支給されます。

### 【受給のポイント】



①老齡厚生年金 ……「報酬比例部分」に該当します。

②老齡基礎年金 ……「定額部分」に該当し、原則40年の加入で794,500円（平成16年）。

③経過的加算 ……「定額部分」が老齡基礎年金に変わることによって金額が下回ります。それを補うために差額部分を加算して支給されることをいいます。

④加給年金 ……妻が65歳になるまで支給されます。

⑤特別加算 ……妻が65歳になるまで支給されます。



**[年金の算出式]**

**①老齢厚生年金**

平成15年4月1日から総報酬制が導入されたことにより、老齢厚生年金の算出方法が変わりました。平成15年4月1日前から平成15年4月1日以降にかけて厚生年金の被保険者期間がある場合には次の(a)と(b)の合算額(平成13年12月以前の被保険者期間がある場合にはスライド率0.988を乗じて得た額)が老齢厚生年金額となります。

$$(a) \text{ 平均標準報酬月額} \times \frac{7.125 \sim 9.500}{1000} \times \text{平成15年4月1日以前の被保険者期間の月数}$$

$$(b) \text{ 平均標準報酬月額} \times \frac{5.481 \sim 7.692}{1000} \times \text{平成15年4月1日以後の被保険者期間の月数}$$

\*従前額の保障…平成12年の年金法改正により平成12年4月から報酬比例部分の条率は一律5%カットされました。その結果、改正後の年金額が改正前の年金額よりも低額になる場合には改正前の年金額が保障されます。

**②老齢基礎年金**

$$794,500 \text{円} \times \frac{\left( \frac{\text{保険料納付済期間の月数}}{\text{期間の月数}} \right) + \left( \frac{\text{保険料半額免除期間の月数}}{\text{免除期間の月数}} \right) \times 3 \text{分の} 2 + \left( \frac{\text{保険料全額免除期間の月数}}{\text{免除期間の月数}} \right) \times 3 \text{分の} 1}{\text{国民年金の加入可能年数} \times 12 \text{月}}$$

**③経過的加算**

$$1,676 \text{円} \times \underbrace{\text{生年月日による読み替え率}}_{(1.875 \sim 1.0)} \times \underbrace{\text{被保険者期間の月数}}_{(444 \text{月を限度})} \times \underbrace{0.988}_{\text{※平成17年4月より改正予定(P7参照)}} - \text{②の老齢基礎年金} \times \underbrace{\text{厚生年金の被保険者期間に係るもの}}_{\text{(物価スライド率)}}$$

**●もらい忘れの厚生年金**

次のケースのように、すでに年金をもらっている人のなかには、もらえるはずの年金を請求していないためにもっていない人がいます。これから請求しようと準備している方は、もう一度、ご自分の厚生年金加入期間を確認してみてくださいはいかがでしょうか。

★サラリーマンの場合



**知ってトクする耳より情報**

転職によって以前勤めていた民間会社の厚生年金を請求していないケースがあります。1年みつかると年間約5万円、さらに5年前にさかのぼって一時金が25万円もらえます。

★サラリーマンの奥さまの場合



結婚退職をしたときに脱退手当金を受け取っている場合は支給されません。

★公務員の場合



別な年金制度に加入していても、年金は受け取ることができます。加入期間が少なくてもチェックしてみましょう。



**ワンポイントアドバイス**

転職や結婚によってもらえる厚生年金を請求し忘れていた方は、そのとき勤務されていた会社を管轄していた社会保険事務所に「厚生年金保険被保険者期間調査依頼書」を送付して、年金の加入期間を調べてもらいましょう。このようにうっかり請求し忘れていた年金は、5年前までさかのぼって支給されます。

定年退職後は自分で健康保険加入の手続きをしなければなりません。どの健康保険に加入するかについては、それぞれの特徴をよく知り自分に合ったものを選択する必要があります。

## 60歳前後

### 再就職する

就職先の健康保険・共済組合に加入する



健康  
保険

共済  
組合

再  
就  
職  
先

タイムスケジュール

### 再就職しない

- ① 家族の被扶養者になる
- ② 任意継続被保険者になる  
その後国民健康保険に加入する
- ③ 特例退職被保険者になる
- ④ 国民健康保険に加入する

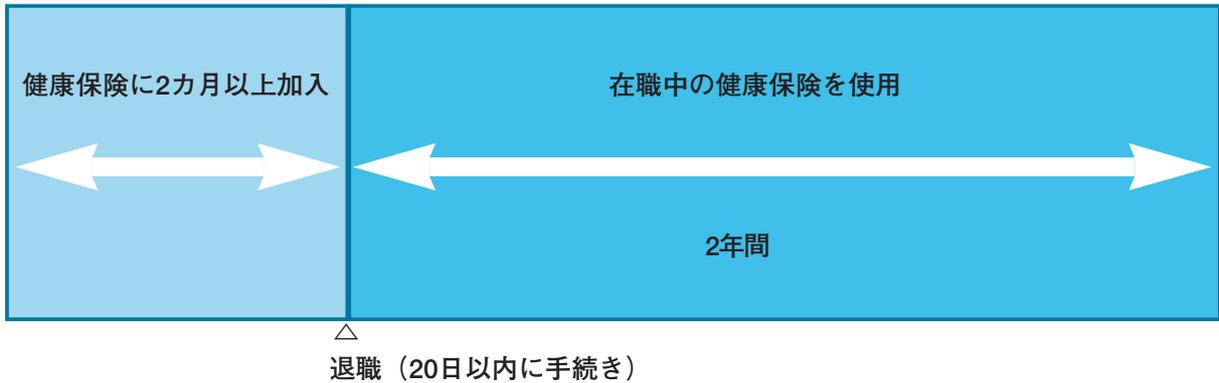
## 75歳以降

老人保健制度の対象者となる (75歳以上の方または65歳以上で寝たきりの方)

	再就職した場合	退職	
	健康保険・共済組合に加入する	① 家族の被扶養者になる	② 任意継続被保険者になる
加入資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常用雇用者として健康保険や共済組合のある職場に勤務する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎60歳未満</li> <li>・ 年収130万円未満</li> <li>◎60歳以上または障害年金受給者</li> <li>・ 年収180万円未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職の日までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること</li> </ul>
加入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その職場に在職中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年間</li> </ul>
窓口負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3割</li> <li>・ 3歳未満は2割</li> <li>・ 70～74歳は1割 (*)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3割</li> <li>・ 3歳未満は2割</li> <li>・ 70～74歳は1割 (*)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3割</li> <li>・ 3歳未満は2割</li> <li>・ 70～74歳は1割 (*)</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、労使折半</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者となっている配偶者または子どもが負担</li> </ul>	<p>全額本人負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎組合健康保険</li> <li>・ 各健保組合の実情に応じて年度ごとに保険料が決められる</li> <li>◎政府管掌</li> <li>・ 退職時の標準報酬月額か加入している政府管掌健康保険の平均標準報酬月額のいずれか低いほうを基準に定められる</li> </ul>
手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再就職後の職場で行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職の翌日から5日以内に被保険者が健康保険組合（共済組合）へ</li> <li>・ 政府管掌健康保険の場合は事業所の所在地を管轄する社会保険事務所へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職の翌日から20日以内に従来加入していた健康保険組合（共済組合）へ</li> <li>・ 政府管掌健康保険組合の場合は住所を管轄する社会保険事務所へ</li> </ul>

\*一定以上所得者は2割負担

**【任意継続被保険者制度】**



\*それぞれの手続きについては下の表を参照。

**●健康保険の保険料**

国民健康保険料は前年の所得が基準になります。退職後すぐに国民健康保険に加入すると保険料が高額になり、経済的負担が大きくなります。したがって、退職後しばらく（最長2年間）は勤務先の「任意継続被保険者制度」を利用するとよいでしょう。

し た 場 合		
③ 特例退職被保険者になる	④ 国民健康保険に加入する	
	被保険者になる	退職被保険者になる
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康保険組合に加入し、被保険者期間が20年以上あること。また、老齢年金を受給していること等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険（共済組合）の被保険者（組合員）および、その被扶養者以外のすべての人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険の被保険者で老齢厚生（共済）年金を受給している人のうち厚生年金が共済組合の加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある人とその被扶養者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健制度が適用されるまで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健制度が適用されるまで</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3割</li> <li>・3歳未満は2割</li> <li>・70～74歳は1割（*）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3割</li> <li>・3歳未満は2割</li> <li>・70～74歳は1割（*）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3割</li> <li>・3歳未満は2割</li> <li>・70～74歳は1割（*）</li> </ul>
<b>全額本人負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康保険組合の一般被保険者の平均標準報酬月額と標準賞与を平均した額の12分の1に相当する額との合算額の2分の1相当額の範囲内</li> </ul>	<b>全額本人負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の条例で定めた額（所得割、資産割、世帯均等割、被保険者均等割など）</li> </ul>	<b>全額本人負担</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村の条例で定めた額（所得割、資産割、世帯均等割、被保険者均等割など）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金証書到着の翌日から3カ月以内にその特定健康保険組合へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職の翌日から14日以内に住所地の市区町村役場の国民健康保険窓口へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金証書到着の翌日から14日以内に住所地の市区町村役場の国民健康保険窓口へ</li> </ul>

## ●退職金にかかる税金

退職金は税法上、退職所得として「所得税」と「住民税」がかかりますが、老後の生活設計に重要なものであるため、他の所得の課税よりもずっと優遇されています。

### 【優遇されている点】

- ①他の所得と合算されないで分離課税とされていること
- ②勤続年数による大幅な特別控除（退職所得控除）があること
- ③退職所得控除額控除後の額の半分に課税されること

### 所得税の求め方

$$\text{課税対象所得} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{所得税} = \text{課税対象所得} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

退職所得控除額一覧表(単位：万円)

勤続年数	控除額	勤続年数	控除額	勤続年数	控除額
20年未満	40万円×年数	26年	1,220	33年	1,710
20年	800	27年	1,290	34年	1,780
21年	870	28年	1,360	35年	1,850
22年	940	29年	1,430	36年	1,920
23年	1,010	30年	1,500	37年	1,990
24年	1,080	31年	1,570	38年	2,060
25年	1,150	32年	1,640	39年	2,130

※勤続40年以上は1年増すごとに70万円を加算する。

※障害者になったことが原因で退職した場合は、別に100万円を加算する。

所得税の速算表

課税対象所得(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
330万円以下	10%	—	(A) × 10%
330万円超 900万円以下	20%	33万円	(A) × 20% - 33万円
900万円超 1,800万円以下	30%	123万円	(A) × 30% - 123万円
1,800万円超	37%	249万円	(A) × 37% - 249万円

※課税対象所得(A)に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### 住民税の求め方

$$\text{住民税} = (\text{課税対象所得} \times \text{税率} - \text{控除額}) \times \frac{9}{10}$$

住民税の速算表

課税対象所得(A)	税率(B)	控除額(C)
200万円以下	5%	—
200万円超 700万円以下	10%	10万円
700万円超	13%	31万円

※この表は、都道府県民税と市区町村民税を一表にまとめたものです。

※課税対象所得(A)に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

## ●年金にかかる税金

公的年金にも、雑所得として所得税と住民税がかかります（遺族年金や障害年金など非課税扱いになっている年金を除く）。

平成17年から公的年金控除額が引き下げられるとともに、老年者控除が廃止されます。

### 所得税の求め方

$$\text{課税所得} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等の控除額} - \text{所得控除額}$$

$$\text{所得税} = \text{課税所得} \times \text{税率} - \text{定率減税額}$$

※公的年金等にかかる雑所得の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上か否かで異なります

公的年金等控除額の速算表（平成16年分まで）

年齢	控除額	公的年金等の収入金額	公的年金控除額
65歳未満の人	130万円以下	130万円以下	70万円
		130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋37.5万円
		410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋78.5万円
		770万円超	公的年金等の収入金額×5%＋155.5万円
65歳以上の人	260万円以下	260万円以下	140万円
		260万円超 460万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋75万円
		460万円超 820万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋121万円
		820万円超	公的年金等の収入金額×5%＋203万円

公的年金等控除額の速算表（平成17年分から適用）

年齢区分	控除額	公的年金等の収入金額	公的年金控除額
65歳未満の人	130万円以下	130万円以下	70万円
		130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋37.5万円
		410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋78.5万円
		770万円超	公的年金等の収入金額×5%＋155.5万円
65歳以上の人	330万円以下	330万円以下	120万円
		330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額×25%＋37.5万円
		410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額×15%＋78.5万円
		770万円超	公的年金等の収入金額×5%＋155.5万円

※表の年齢区分は、その年の12月31日（年の途中で死亡した場合は死亡時、出国したときは出国時）現在の年齢によるものです。

## ●年金にかかる源泉徴収と確定申告

一定の金額を超える公的年金等を受け取る時は、「公的年金等の扶養親族申告書」の提出の有無により、次により計算した所得税が源泉徴収されます。

扶養親族等申告書の提出がある場合	$(\text{公的年金等支給額} - \text{控除額}) \times 10\% = \text{定率減税前の税額}$ $\text{定率減税前の税額} - \text{年金定率控除額} = \text{源泉徴収税額}$
扶養親族等申告書の提出がない場合	$(\text{公的年金等支給額} - \text{控除額}) \times 10\% = \text{源泉徴収税額}$

※公的年金等の収入金額は社会保険料がある場合はその社会保険料控除後の金額です。

※公的年金等定率控除額は定率減税前の税額の20%相当額で「20,850円×支給額の計算の基礎となった期間の月数」を限度とします。

※公的年金等は雑所得ですから年末調整は行われません。源泉徴収された所得税と年税額の差額は、確定申告で精算することになります。

## ●上手な確定申告のしかた

次の場合等に該当する方は、確定申告によって源泉徴収された所得税額の全部または一部が戻ってくる場合があります。

- ①「扶養親族等申告書」を提出しなかった方
- ②社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除等がある方
- ③医療費控除、雑損控除、住宅借入金等特別税額控除等を受ける方

## ●確定申告の手順

### ステップ1

雑所得・給与等の所得金額を合計

### ステップ2

所得金額から所得控除額を引く

### ステップ3

課税所得額に対する所得税額を算出

### ステップ4

住宅借入金や配当金等の税額控除を合計

### ステップ5

所得税額から定率による税額控除額・源泉徴収税額を引く

# 7 退職金

退職金は老後の大切な生活資金。退職金にかかる税金のしくみは前に述べたとおりですが、退職金は一時金方式で受け取るか、年金方式で受け取るかによって税制面での扱いが異なります。ここでは定年退職者の80%以上が選択する一時金方式で受け取ることを前提に、具体例で退職金の手取り額がいくらになるか計算してみましょう。

## 退職所得金額の算出式

$$(\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

●具体例●

### Aさんのケース



勤続40年  
退職金2,500万円

$$\text{所得税} (2,500\text{万円} - 2,200\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 150\text{万円}$$

$$150\text{万円} \times 10\% = 150,000\text{円}$$

$$\text{住民税} \quad 150\text{万円} \times 5\% \times \frac{9}{10} = 67,500\text{円}$$

Aさんの退職金手取り額は  
 $2,500\text{万円} - 150,000\text{円} - 67,500\text{円} = \mathbf{24,782,500\text{円}}$ となります。

●具体例●

### Bさんのケース



勤続35年  
退職金2,000万円

$$\text{所得税} (2,000\text{万円} - 1,850\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 75\text{万円}$$

$$75\text{万円} \times 10\% = 75,000\text{円}$$

$$\text{住民税} \quad 75\text{万円} \times 5\% \times \frac{9}{10} \doteq 33,700\text{円} (100\text{円未満切捨て)}$$

Bさんの退職金手取り額は  
 $2,000\text{万円} - 75,000\text{円} - 33,700\text{円} = \mathbf{19,891,300\text{円}}$ となります。

●具体例●

### Cさんのケース



勤続20年  
退職金500万円

退職金500万円 - 退職所得控除額800万円 = 退職所得なし(税金ゼロ)

Cさんの退職金手取り額は**500万円**で、満額もらえることとなります。



## ワンポイント アドバイス

退職金に課税される所得税と住民税は、退職金受給時に、勤務先へ「退職所得の受給に関する申告書」を提出することで、所得税(源泉徴収)・住民税(特別徴収)が計算されて、課税関係が完了します。この申告書を提出しないと、所得税が一律20%源泉徴収されて、のちに確定申告によって精算されます。

なお、平成11年から実施されることになった「定率による税額控除」(税額の20%相当額で最高25万円)は、源泉徴収の段階では適用されません。退職所得以外の所得に対する税額が125万円未満の方(退職所得以外の所得に対する税額の20%相当額が25万円未満の方)は、確定申告によって、定率による税額控除の適用を受けられます。



## ●退職金の活用●

退職金は、退職後の生活設計に重要ですから、安心な金融機関に預けることをおすすめします。〈ろうきん〉は、あなたの大切な財産をしっかりとお守りします。

ろうきんはなぜ安心なの？詳しく教えて。

すでにご存知の方もいらっしゃるでしょうが、金融機関の経営状態は、「自己資本比率」と「リスク管理債権比率」という2つのものさしで判断することができます。ここでは、健全で透明な経営に努めるろうきんの現況についてお知らせします。

**A**  
私たちの健全経営は、ハッキリと数字に表れています。

## ◎ろうきんの自己資本比率は？

自己資本比率とは、資産(貸出金など)に対する自己資本の比率を指し、この比率が高いほど、いざという時の支払い能力が高くなります。一般に適用される自己資本比率の最低ラインは、国内基準の4.00%ですが、ろうきんの自己資本比率は全国平均で9.58%とその基準を大きく上回っており、いかに経営の健全性が高いかがおわかりいただけると思います。

- 全国ろうきんの自己資本比率 9.58%
- 国内基準(最低ライン) 4.00%

(2004.3末 労金協会調べ)

## ◎ろうきんのリスク管理債権比率は？

リスク管理債権比率とは、総貸出額に対するリスク管理債権額の割合を指します。ですからリスク管理債権比率は、少ないにこしたことはありません。このリスク管理債権比率においても、銀行6.09%、信用金庫8.97%、信用組合13.50%に対して、**ろうきんは全国平均でわずか1.22%(労働金庫連合会含む)にすぎません。**

いまもなお、多くの金融機関を悩ませているバブルにまみれたリスク管理債権とは、まったく関わりのなかった経営の健全性が、ハッキリと数字に表れています。

(2004.3末 金融庁公表)

**R**ろうきん

ろうきん キャッシュカードが  
アイワイバンク銀行ATMで  
ご利用になれます。

ELEVEN  
コンビニエンス

銀行ATM



ろうきんの  
ローンカードも  
ご利用いただけます。

平日・土・日・祝日  
**朝も夜も、7:00~  
使えます! 23:00**

※ATM設置店により営業時間が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
※新潟ろうきんのキャッシュカードは、22:00までのお取り扱いはなりません。

お預け入れ・お引き出し  
**気軽に、手数料  
利用できます! 0円**

※ただし、19:00以降のお引き出しについては105円(消費税を含む)の手数料がかかります。また、この手数料を還元する〈ろうきん〉もございます。お近くの〈ろうきん〉までお問い合わせ下さい。

セブン-イレブンにある ●アイワイバンク銀行ATM展開地域  
ATMだから**便利!** (2004年7月1日現在):北海道・山形県・  
福島県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・  
東京都・神奈川県・新潟県・長野県・長野県・  
静岡県・愛知県・滋賀県・京都府・大阪府・  
兵庫県・広島県・福岡県・熊本県

※ATMが設置されていない地域・店舗もございます。稼働時間は店舗により異なる場合がございます。※年内に利用が可能となる地域【群馬県・岡山県・山口県・長崎県】

各ろうきんには、退職後も充実した楽しい生活を送っていただくため、全国に676の「友の会」があり、24万人以上の方々が加入しています（2003年3月末現在）。各ろうきんごとにその活動はさまざまですが、地域の仲間との楽しいふれあいが皆様をお待ちしています。ぜひ、一度、参加してみたいかがでしょうか。

## 主な活動内容

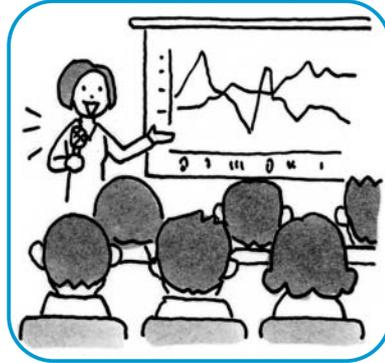
（各友の会によって活動は異なります）

- 国内旅行、海外旅行 ●健康セミナー
- 各種サークル活動（囲碁、将棋、舞踊、ダンス、カラオケ、グラウンドゴルフ、釣り等）

●グラウンドゴルフ



●文化講演会



●忘年会・新年会



●ハイキング



●ロビー展



●税金・年金相談会



●カラオケ



## 友の会に加入するには

- ①年金振込口座を各ろうきんに指定する
- ②一定金額以上の定期預金をする

など、各ろうきんによって若干異なります。

また、年金振込口座を各ろうきんに指定すると、低利な「年金ローン」が利用できる他、定期預金や普通預金金利の優遇やその他サービスが受けられる場合もあります。

くわしくは各支店の窓口までお問い合わせください。

---

## ●関係する各機関の連絡先を記入しましょう●

---

勤務先(最終勤務先)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

公共職業安定所(住所地)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

社会保険事務所(勤務地)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

社会保険事務所(住所地)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

健康保険組合(共済組合)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

税務署(住所地)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

市区町村役場(住所地)                      電話                      (                      )  
住所〒

---

---

〈ろうきん〉退職の手引き書 **生き生きライフ**  
2004年9月1日発行

イラスト/田中暎子

監 修    社会保険労務士    新村健生  
発 行    全国労働金庫協会 営業推進部  
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15  
電話 03(3295)0718 FAX 03(3295)1140  
ろうきんホームページ <http://all.rokin.or.jp/>

---

## 〈ろうきん〉ネットワーク

北海道 0120-51-0926

東北 0120-19-1962

(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)

中央 0120-86-6956

(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)

新潟県 0120-19-1880

長野県 0120-1919-48

静岡県 0120-609-123

北陸 076-231-8000

(富山・石川・福井)

東海 0120-22-6616

(愛知・岐阜・三重)

近畿 0120-19-1968

(滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)

中国 0120-86-3760

(鳥取・島根・岡山・広島・山口)

四国 087-811-8006

(徳島・香川・愛媛・高知)

九州 0120-796-210

(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)

沖縄県 098-861-0118

労金協会 03-3295-0718

※( )内は営業エリア

インターネットでも〈ろうきん〉の  
詳しい情報がご覧いただけます。  <http://all.rokin.or.jp/>